

大川市議会第4回定例会会議録

令和元年12月2日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	西田学	9番	古賀寿典
2番	馬淵清博	10番	遠藤博昭
3番	宮崎貴仁	11番	箴島かおる
4番	宮崎稔子	12番	吉川一寿
5番	龍誠一	13番	古賀龍彦
6番	内藤栄治	14番	川野栄美子
7番	平木一朗	15番	永島守
8番	永島幸夫		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市長	倉重良一
副市長	石橋徳治
教育長	記伊哲也
会計管理課長 (兼) 会計課長	志牟田達也
人事秘書課長	馬淵嘉臣
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	古賀収
企画課長	橋本浩一
農業水産課長 (併) 農業委員会事務局長	中島聖佳

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長 石 橋 正 隆
監 査 事 務 局 長 岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記 吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子

4. 付議事件

- 1. 開 会 の 宣 告
- 1. 会 期 の 決 定
- 1. 諸 般 の 報 告
- 1. 議 案 の 上 程

報告第7号 専決処分の報告について（生活支援バス運行中の事故による乗客の損害賠償）

議案第48号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 大川市小保住宅団地汚水処理施設条例を廃止する条例の制定について

議案第54号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第56号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 平成31年度大川市一般会計補正予算
- 議案第58号 平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第59号 平成31年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案第60号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第61号 平成31年度大川市上水道事業会計補正予算
- 議案第62号 平成31年度大川市下水道事業会計補正予算
- 議案第63号 大川市第6次総合計画基本構想について
- 議案第64号 財産の取得の一部変更について
- 議案第65号 財産の取得の一部変更について
- 議案第66号 市道路線の認定について

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第7号)

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第64号、第65号)

午前9時30分 開会

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。昨日ですが、仮称でありましたが、筑後川橋ケーブル定着を祝う会が催されました。非常にお天気がよくて、私は橋の上から眺めましたあの景色、再度認識しましたけれども、本当にすばらしいいい景色であるということに自信がつけました。私たちがこれから要望しております道の駅、川の駅、つまり大川の駅を本当にここは本気になって推進しなくてはいけないなということ再度認識したわけでございます。中でもよかったのは、あの大きな川を見ながら、大野島小学校の6年生の皆さんと川口小学校の6年生の皆さんが大川市歌、「筑後川 流れ豊かに この岸边」というのを歌い出して、最後には「ああ大川 自治の理想 つねにかがやく」というふうに歌いました。きょうはまさしく12月議会の初日でございますが、私たちが古賀政男先生が作曲されました大川市歌、「自治

の理想 つねにかがやく」、このことを胸に置き、頑張っていかななくてはならないと再度思った次第でございます。

それでは、各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達していますので、ただいまから令和元年第4回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第7号 専決処分の報告について（生活支援バス運行中の事故による乗客の損害賠償）など、20件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から12月13日までの12日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月13日までの12日間と決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付いたしました日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い諸般の報告を行います。

例月出納検査結果並びに定期監査について監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、これらの内容につきましてはお手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案20件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第7号 専決処分の報告について（生活支援バス運行中の事故による乗客の損害賠償）から議案第66号 市道路線の認定についてまでの案件20件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、令和元年第4回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多端な中にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、この議会に提案しております議案は20件であります。その内訳は、報告1件、条例議案9件、予算議案6件、その他4件であります。

まず、報告第7号 専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第48号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法が一部改正されましたので、引用条項のずれについて所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第49号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第50号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

両議案とも人事院が8月7日に国会及び内閣に対して国家公務員の給与に関する勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても国家公務員に準じて、大川市長、副市長及び教育長の給与について並びに大川市職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

また、議案第50号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法が一部改正されましたので、職員の期末・勤勉手当の規定について、あわせて改正を行おうとするものであります。

次に、議案第51号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、福岡県人事委員会が9月25日に県議会及び県知事に対して県職員の給与に関し勧告を行い、県が県費負担教職員を含む県職員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市におきましても県費負担教職員に準じて、市費負担教職員の給与について所要の改正を行

おうとするものであります。

次に、議案第52号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴う引用条項のずれについて所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第53号 大川市小保住宅団地污水处理施設条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、小保住宅団地の污水处理につきまして平成18年10月に公共下水道への切りかえを行いました。それまでの污水处理施設に係る使用料について平成30年度末をもって調定額が皆無となりましたので、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第54号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、下水道排水設備指定工事店の指定基準等について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第55号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が創設されるため、水道企業の非常勤職員である会計年度任用職員の給与の種類及び基準について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第56号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されたことにより、更新申請の際に徴収する手数料の額を定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第57号 平成31年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものでありまして、まず、歳入歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

各款に計上しております人件費につきましては、職員の給与改定及び異動等に伴う調整をしようとするものであります。

総務費につきましては、国県支出金等過年度分返還金51,341千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農業次世代人材投資事業補助金407千円、農業振興対策事業費補助金167千円、農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金20,795千円、被災農業者支援型事業費補助金10,277千円、被災園芸産地改植等支援事業費補助金1,932千円、産地パワーアップ事業費補助金22,912千円を計上いたしております。

土木費につきましては、まち並み整備工事費3,000千円を計上いたしております。

以上によりまして、今回の補正総額は100,242千円となっておりますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債をもって充当する次第であります。

次に、繰越明許費の設定につきましては、本年度内に事業の完了が見込めない新田漁港改修事業について翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、小中学校門扉開門及び巡回警備業務委託料並びに宮前小学校他5校機械警備業務委託料について、必要な期間及び限度額の設定をお願いするものであります。

次に、地方債の補正につきましては、まち並み整備事業について、事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更をお願いするものであります。

次に、議案第58号 平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整のほか、国保基幹システム改修業務委託料について補正しようとするものであり、これが財源といたしましては、国庫支出金及び繰入金をもって充当する次第であります。

次に、議案第59号 平成31年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算並びに議案第60号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、両議案とも歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整をしようとするものであります。

次に、議案第61号 平成31年度大川市上水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整をしようとするものであります。

次に、議案第62号 平成31年度大川市下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出などの補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整のほか、公営企業会計開始時であります平成31年4月1日時点における固定資産評価額が確定しましたので、長期前受金戻入及び減価償却費の額等について補正しようとするものであります。

次に、議案第63号 大川市第6次総合計画基本構想について御説明申し上げます。

本市では、平成22年度から平成31年度を計画期間とする大川市第5次長期総合計画を平成21年度に策定し、市政の振興に努めてまいりましたが、本年度をもって計画の期間が満了いたしますことから、令和2年度を初年度とする新たなまちづくりの指針となる大川市第6次総合計画基本構想を策定するに当たり、大川市総合計画条例第7条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号及び議案第65号 財産の取得の一部変更につきましては、両議案とも消費税率の引き上げに伴い、統合中学校家具購入及び統合中学校木製机、椅子購入に係る契約金額を変更するため、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 市道路線の認定につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。

ただいま議題といたしております案件のうち、報告第7号 専決処分の報告について（生活支援バス運行中の事故による乗客の損害賠償）、議案第64号 財産の取得の一部変更について、議案第65号 財産の取得の一部変更についての以上3件については委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、報告第7号 専決処分の報告について（生活支援バス運行中の事故による

乗客の損害賠償)を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います、所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第7号については以上で御了承のほどお願いいたします。

次に、議案第64号 財産の取得の一部変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題といたしております案件について質疑を行います、所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第64号 財産の取得の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 財産の取得の一部変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います、所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第65号 財産の取得の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りいたします。

あす12月3日と4日の2日間は、議事の都合により休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る12月5日の午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前9時49分 散会